

杉並区生活困窮者等学習支援・居場所事業公募型プロポーザル

質問と回答

| No. | 対応資料 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|----------------------------|---|---|
| 1 | 別紙1「業務詳細説明書」(以下項目共通)「1業務の基本方針」、「2業務の概要」のリード文「3業務の履行(2)履行場所」 | 受入れる児童・生徒の人数について | ①対象年齢は小・中高生までのことだが、想定される受入れ人数は。 ②学習支援を行う児童・生徒の参加想定人数はどのくらいか。 また、支援を要する対象者数は何名程度になるのか。 | 受入れ人数そのものについては、特に枠の定めはなく、支援を必要とされ、相談ルートに載せた要支援者が対象者となります。 (※事前に登録された要支援対象者が必ず毎回の支援へ参加しなければならないというわけではないので、要支援対象者数と毎回の参加者数は必ずしも一致しません。) 今後、あんさんぶる荻窪内での実施場所を協議していく中で、収容定員等も参考にしながら、支援を受ける子どもたちのストレスがかからない支援環境確保の観点から、適宜、支援内容に応じた場所の切り分け(例えば、学習支援と居場所支援を別々の部屋にて行うなど)を行うなど、円滑な支援に向けての創意工夫を心掛けて下さい。 なお、あくまで目安ですが、実施スペース収容定員の5割程度の参加人数が、十分な支援スタッフの目配りが可能となり、かつ落ち着いた状態での学習・居場所環境になるのではないかと考えます。 |
| 2 | 「2業務の概要(4)要支援者への定着支援(フォローアップ)の実施」 | 要支援者への定着支援(フォローアップ)の実施について | 定着支援を行うこととなっているが、委託終了後も見守りを続けるという意味か。 この認識で相違がない場合は、見守りの方法や頻度、求められる内容等は何か。 | 業務詳細説明書中では、支援目標を達成し、支援を一応終了した者に対するその後の対応についての説明です。 委託事業終了後の取り扱いについては、子どもたちの将来に向けた自立への後押しの必要性や支援提供を行ってきた事業者としての社会的責任の観点から、新事業者への的確な支援の引き継ぎ等の対応をしっかりとさせていただく必要があると考えております。 |

| | | | | |
|---|--|--|---|--|
| 3 | <p>「2業務の概要(10)学習支援・居場所事業の実施準備①」「3業務の履行(2)履行場所」</p> | <p>会議室・学習スペースの借用料金について(午後6時～9時までの夜間料金)</p> | <p>午後6時～9時までの夜間利用料金はいくらか。</p> | <p>あんさんぶる荻窪内諸室の借用料金等は以下のとおりです。なお、消費者センター学習室については、27年4月より3階へ移転のため、学習室配置・定員については変更される場合があります。委託候補者決定後に詳細をお伝えします。</p> <p>①1階(第1会議室 定員27名) <福祉事務所管理> ②5階(第2会議室 定員39名) < " > ※①②は、区共催事業による行政使用申請により共に夜間(午後6～9時)時間使用料は無料扱いとなります。</p> <p>③3階 消費者センター各学習室<消費者センター管理> ○定員は現在のものですが、27・4月から変更(27.1～3月は工事期間)。 ○料金は27.4月からのもので、午後6～9時借用のため延長料金込みの金額です(4～6時帯分よりの延長扱い)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一学習室(定員30名、1回1,300円、登録団体800円) ・第二学習室(定員30名、1回1,200円、登録団体800円) ・第三学習室(定員9名、1回800円、登録団体500円) <p>④2階 児童館・遊戯室(体育室) <荻窪北児童館管理> 午後6～9時まで1時間当たり 全面使用700円、登録団体400円 片面使用400円、登録団体200円</p> <p>※上記の登録団体とは「さざんカード」登録団体です。 ※なお③④については、区共催事業による行政使用申請により、夜間時間使用料が無料となる場合があります。</p> |
| 4 | <p>「2業務の概要(10)学習支援・居場所事業の実施準備②」</p> | <p>国の実施要領・ガイドラインの確認について</p> | <p>国のどの実施要領及びガイドラインを確認すれば良いのか。各書式をホームページなどで確認できるものがあれば教示願いたい。</p> | <p>学習支援事業については、現段階では確定されたものが国より示されておりません。年明けの27年1月～2月に、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等と同時に、最終確定版が発出されるとの東京都側の説明があります。従いまして、これについては委託候補者決定後、国より実施要領等の発出通知があり次第、ご提示する予定です。</p> |

| | | | | |
|---|--|-----------------------|---|---|
| 5 | 「4業務の執行体制・業務管理（5）学習支援・居場所事業スタッフの保有資格①」 | 責任者及び運営リーダーの保有資格について① | 「介護福祉士」「介護専門員」の保持者は、責任者及び運営リーダーの保有資格として認められるかどうか。 | <p>資格要件は「社会福祉士」「精神保健福祉士」等及びそれらと同等の知識と経験を有するもの、としております。</p> <p>これは、子どもたちの内（心）面へ踏み込んだ、極めて繊細な支援や支援目標を達成するため、様々な他支援の活用・連携を図ることが考えられ、福祉全般に関する広範な知識や要支援者の心理ケア面に深い理解と技能のある者が必要であると判断したためです。</p> <p>従って、介護関係の資格知識も支援のプラス要素として重要との認識はしておりますが、運営の要となる責任者・運営リーダーは、上記の資格保有者が望ましいと考えております。</p> |
| 6 | 「4業務の執行体制・業務管理（5）学習支援・居場所事業スタッフの保有資格①」 | 責任者及び運営リーダーの保有資格について② | 他自治体で同様の案件を実施したことがあれば、それは同等の知識や経験とみなされるか。 | <p>保有資格の必要性については上記5の回答を参照いただきたいのですが、他団体等での支援実績と資格要件は別物と考えております。</p> <p>自治体ごとに微妙な地域的な相違もあり、他団体での支援実績が、すべて当区に当てはまるとは限りませんので、支援実績はあくまで、参考情報と位置付けております。</p> <p>従いまして、できる限り「社会福祉士」「精神保健福祉士」等の資格保有者の採用をお願いいたします。</p> |
| 7 | 「4業務の執行体制・業務管理（4）その他支援スタッフの確保②」 | 有償ボランティアの謝礼金について | ボランティアの謝礼金についての規定はあるか。 | <p>特に謝礼金についての規定はなく、今後も委託仕様中に具体的な金額提示は行いません。ただ常識的には謝礼金として、交通費実費分と支援が夜間のため、軽食・喫茶程度の夕食代相当分は最低限、考慮いただく必要があります。</p> |
| 8 | 「3業務の履行（1）履行期間（2）履行場所」 | 業務の履行について | 各月、毎週1回とあるが、曜日の固定はあるのか。また、提案次第で週2回の実施は可能か。 | <p>曜日の固定は特にありません。原則として区役所開庁日（月～金曜）です。また、履行除外日は（ア）～（ウ）のとおりですが、区との協議により、特別なイベント等の開催等のため、土・休日に実施することは可能です。</p> <p>また、週当たりの実施回数は、原則、週1回とし、子どもたち（保護者）の要望や支援効果・目標達成状況などを総合的に検証した上で、週当たりの実施回数を増やす場合には、区の承認を得ていただく必要があります。</p> |